

介護サービス事業者
自 主 点 檢 表

(令和7年4月版)

認知症対応型共同生活介護
及び

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業所番号

事業所の名称

〒

事業所の所在地

電話番号

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日

令和 年 月 日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか、介護報酬の請求が算定要件を満たしているかどうか等について、日常的に確認することが重要です。

春日部市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 点検結果については、実施後3年間の保管をお願いします。
- (4) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (5) **判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）**

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

「法」	介護保険法（平成9年法律第123号）
「施行規則」	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
「条例」	春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第30号）
「予防条例」	春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第29号）
「指定等に関する規則」	春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年3月31日規則第32号）
「平18-0331004号」	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号）
「平24 厚労告113」	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）
「平24-0316-2」	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日付け老高発0316 第2号・老振発0316 第2号・老老発0316 第6号）
「平12 老企54」	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
「平12 老振75・老健122」	介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）
「平13 老発155」	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知）
「平27 厚告94」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
「平27 厚告95」	厚生労働大臣が定める基準
「平27 厚告96」	厚生労働大臣が定める施設基準
「平18厚告126」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
「平18留意事項」	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）
「平12厚告27」	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）

介護サービス事業者自主点検表 目次

第 1	基本方針	1
第 2	人員に関する基準	2
第 3	設備に関する基準	8
第 4	運営に関する基準	10
第 5	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	42
第 6	変更の届出等	44
第 7	介護給付費関係	45
第 8	その他	79

自主点検シート(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)			
自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	点　検	根拠法令
第1 基本方針			
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者(地域密着型介護予防サービス事業者)又は居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供をする者との連携に努めていますか。</p> <p>③ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。</p> <p>④ 地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。</p> <p>※ 介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でP D C Aサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。 この場合において「科学的介護情報システム (LIFE : Long-termcare Information system For Evidence)」に情報を提供し、情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。</p>	いる・いない	法第78条の3第1項 条例第3条第1項 予防条例第3条第1項 条例第3条第2項 予防条例第3条第2項 条例第3条第3項 条例第3条第4項 平18-0331004号 第3---4(1)
2 認知症対応型共同生活介護の基本方針	認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになっていますか。	いる・いない	条例第109条
3 介護予防認知症対応型共同生活介護の基本方針	介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活介護住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。	いる・いない	予防条例第70条

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第2 人員に関する基準			
	<p>※ 「常勤換算方法」(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数となります。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第13条第1項に規定する措置(母性健康管理措置)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける労働時間の短縮措置(育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。</p>	平18-0331004号 第2-2(1)	
	<p>※ 「勤務延時間数」(用語の定義) 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限としてください。</p>	平18-0331004号 第2-2(2)	
	<p>※ 「常勤」(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。)に達していることをいうものです。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所(同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む)の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることをとします。</p> <p>例えば、1の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。</p>	平18-0331004号 第2-2(3)	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
4 従業者の員数	<p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法第65条に規定する休業(産前産後休業)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(育児休業)、同条第2号に規定する介護休業(介護休業)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(育児休業に準ずる休業)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従事者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能とします。</p> <p>※ 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」(用語の定義) 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p> <p>※ 「前年度の平均値」(用語の定義) 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とします。以下同じ。)の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。</p> <p>① 介護従業者の員数は、共同生活住居(ユニット)ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な数以上としていますか。</p> <p>〔夜間及び深夜の時間帯：　　：　～　：　　〕</p> <p>※ 介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。 これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、「夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者」と「夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせるために必要な介護従業者」を確保してください。</p>	いる・いない	平18-0331004号 第2-2(3) 平18-0331004号 第2-2(4) 平18-0331004号 第2-2(5) 平18-0331004号 第3-五-2(1)①イ 平18-0331004号 第3-五-2(1)①イ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
4 従業者の員数	<p>※ 例えば、利用者を8人、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人=延べ24時間分のサービスが提供され、かつ、その時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要になります。</p> <p>また、午後9時から午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者(以下「夜勤職員」という。)が1人以上確保されていることが必要になります。</p> <p>※ 3つの共同生活住居を有する認知症対応型共同生活介護事業所において、全ての共同生活住居が同一の階に隣接し、介護従業者が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応を行うことが可能となる構造である場合には、当該認知症対応型共同生活介護事業者によって夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されていると認められている場合に限り、夜勤職員を2名以上とすることができます。この場合には、利用者のケアの質や職員の負担にも配慮してください。</p> <p>※ マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えありません。</p> <p>※ 事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらに他の職員を配置する場合については、宿直体制で配置することも可能です。</p> <p>※ 宿直勤務を行う介護従業者を置く際の夜間及び深夜の時間帯の設定に当たっては、「社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて」(昭和49年8月20日社施第160号社会局施設課長、自動家庭局企画課長連名通知)に準じて適切に行ってください。</p>	いる・いない	条例第110条第2項 予防条例第71条第2項 平18-0331004号 第3-五-2(1)①
	<p>② ①の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</p> <p>※ 利用者の数は、前年度の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点第2位以下を切り上げて算出してください。</p> <p>※ 新設、再開又は増床した事業者においては、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は次のとおりです。</p> <p>ア 新設又は増床の時点から6月末満の間は、便宜上、ベッド数の90%</p> <p>イ 新設又は増床の時点から6月以上1年末満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数</p> <p>ウ 新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数</p>		平18-0331004号 第3-五-2(1)②

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
4 従業者の員数	<p>※ 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数としてください。</p> <p>③ ①の介護従業者のうち1人以上は、常勤の者としていますか。</p> <p>※ 事業所に、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、双方の事業所に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。</p> <p>※ 夜勤職員については、当該事業所に小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り、小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができます。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護事業所の定員と小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が9人以内であること。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。</p>	いる・いない	条例第110条第3項、第4項 予防条例第71条第3項、第4項 平18-0331004号 第3-五-2(1)①□(第3-四-2(1)②△準用)
	<p>④ 認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としていますか。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、同じ共同生活住居における他の職務に従事することができます。</p>	いる・いない	条例第110条第5項 予防条例第71条第5項
	<p>⑤ 計画作成担当者は、「実践者研修」又は「基礎過程」を修了していますか。</p> <p>※ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について(平成24年3月16日老高発0316第2号、老振発0316第2号、老老発0316第6号通知。以下「地域密着研修通知」という。)」2の(1)の②の「実践者研修」又は「基礎過程」を指します。</p>	いる・いない	条例第110条第6項 予防条例第71条第6項 平24厚労告113_2 平24-0316-2_2(1)② 平18-0331004号 第3-五-2(1)②△

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
4 従業者の員数	<p>⑥ 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員となっていますか。</p> <p>※ 併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができます。</p> <p>※ 計画作成担当者を1人配置する事業所にあっては、計画作成担当者は介護支援専門員でなければなりません。</p> <p>※ 計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあっては、計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員でなければなりません。</p> <p>※ サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所について は、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、実践者研修又は基礎課程を修了した者を配置することができます。</p> <p>⑦ 介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。</p> <p>⑧ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有していますか。</p>	いる・いない	条例第110条第7項 予防条例第71条第7項 平18-0331004号 第3-五-2(1)②□ 平18-0331004号 第3-五-2(1)②△ 条例第110条第9項 予防条例第71条第9項 条例第110条第8項 予防条例第71条第8項 条例第110条第10項 予防条例第71条第10項
5 管理者	<p>① 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p>※ ただし、以下の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ア 事業所の介護従業者としての職務に従事する場合 イ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該認知症対応型共同生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合(施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所に駆けつけることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。</p> <p>※ 1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとします。</p>	いる・いない	条例第111条第1項 予防条例第72条第1項 平18-0331004号 第3-五-2(2)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
5 管理者	<p>※ 共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができます。</p> <p>② 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了していますか。</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p>		条例第111条第2項 予防条例第72条第2項
6 認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	<p>代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していますか。</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p> <p>※ 認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。</p> <p>※ これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。</p>	いる・いない	条例第111条第3項 予防条例第72条第3項 平24厚労告113_2 平24-0316-2_1(1) 平18-0331004号 第3-五-2(2)(②)(第3-四-2(2)(②)準用)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
第3 設備に関する基準			
7 設備及び備品等	<p>① 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所にあっては1又は2)としていますか。</p> <p>※ 平成18年4月1日以前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、2を超える共同生活住居を有することができます。</p> <p>※ 1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければなりません。 また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とします。</p> <p>※ それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室については兼用であっても差し支えありません。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型認知症対応型通所介護を、認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において行なうことは可能ですが、その場合にあっても、家庭的な雰囲気を維持する観点から、共用型認知症対応型通所介護の利用者は、共同生活住居ごとに、同一の時間帯において3人を上限とし、認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間又は食堂を利用する必要があります。</p> <p>② 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、洗面設備、便所、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていますか。</p> <p>※ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が<u>義務づけ</u>られているので、留意してください。</p> <p>※ 居間及び食堂は、同一の場所とすることができますが、その場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましいです。また、原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに充分な広さを確保してください。</p>	いる・いない	条例第113条第1項 予防条例第74条第1項 平18-0331004号 第3-五-3(1)
		いる・いない	条例第113条第2項、第5項 予防条例第74条第2項、第5項 平18-0331004号 第3-五-3(2)
			平18-0331004号 第3-五-3(4)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
7 設備及び備品等	<p>③ 1つの居室の定員は、1人としていますか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができます。</p> <p>※ 「居室」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれません。 ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 居室を2人部屋とすることができる場合は、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とするべきではありません。</p>	いる・いない	条例第113条第3項 予防条例第74条第3項 平18-0331004号 第3-五-3(3)
	<p>④ 1つの居室の床面積は、7.43m²以上としていますか。</p> <p>※ 1つの居室の面積は、7.43m²(和室であれば4.5畳)以上とされていますが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる充分な広さを有するものとしてください。</p> <p>※ 居室の面積は、内法にて算出した面積としてください。</p> <p>※ 2人部屋については、特に居室面積の最低基準は示していませんが、充分な広さを確保しなければなりません。</p> <p>※ 平成18年4月1日に現に7.43m²を下回る面積の居室を有している場合には、居室面積の最低基準は適用しません。</p>	いる・いない	条例第113条第4項 予防条例第74条第4項 平18-0331004号 第3-五-3(3) 平18-0331004号 第3-五-3(6)
	<p>⑤ 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域に所在していますか。</p> <p>※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。</p>	いる・いない	条例第113条第6項 予防条例第74条第6項 平18-0331004号 第3-五-3(5)(第3-四-3(2)⑤準用)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
第4 運営に関する基準			
8 内容及び手続きの説明及び同意	<p>サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営規程の概要 ② 認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等 <p>※ 重要な事項の説明については、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該認知症対応型共同生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一括的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に行ってください。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ ① 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該は、当該認知症対応型共同生活介護事業者は文書を交付したものとみなされます。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられファイルに記録された前項に規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 電磁記録媒体（電磁的記録（電子的方式、時期的方式その他の近くによっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう）をもって調製するファイルに前項に規定する重要な事項を記録したものを作成する方法</p>	いる・いない	条例第128条(第9条第1項準用) 予防条例第86条(第11条第1項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(1)①準用)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
8 内容及び手続きの説明及び同意	<p>② 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。</p> <p>③ ①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。</p> <p>④ ①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p> <p>一 ①各号に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式</p> <p>⑤ 前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。</p>		条例第128条(第9条準用第3項) 条例第128条(第9条準用第4項) 条例第128条(第9条準用第5項) 条例第128条(第9条準用第6項)
9 提供拒否の禁止	<p>正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 原則として、利用申込に対しては応じなければならず、特に、要介護度(要支援認定)や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 「サービス提供を拒むことのできる正当な理由がある場合」とは、次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ 利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	いない・いる	条例第128条(第10条準用) 予防条例第86条(第12条準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(2)準用)
10 受給資格等の確認	<p>① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめていますか。</p> <p>※ サービスの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定(要支援認定)を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び要介護認定(要支援認定)の有効期間を確かめなければなりません。</p>	いる・いない	条例第128条(第12条第1項準用) 予防条例第86条(第14条第1項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(4)①準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	② 被保険者証に、サービスの適切かつ有効な利用等に関し、認定審査会意見が記載されているときは認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	いる・いない	条例第128条(第12条第2項準用) 予防条例第86条(第14条第2項準用)
11 要介護認定(要支援認定)の申請に係る援助	① サービスの提供の開始に際し、要介護認定(要支援認定)を受けていない利用申込者については、要介護認定(要支援認定)の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第128条(第13条第1項準用) 予防条例第86条(第15条第1項準用)
	② 居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定(要支援認定)の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第128条(第13条第2項準用) 予防条例第86条(第15条第2項準用)
12 入退居	① 要介護者(要支援者)であって認知症である者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものにサービスを提供していますか。	いる・いない	条例第114条第1項 予防条例第75条第1項
	② 主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。	いる・いない	条例第114条第2項 予防条例第75条第2項
	③ 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。	いる・いない	条例第114条第3項 予防条例第75条第3項
	※ 「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合」とは、入居申込者が「基本方針」により利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、事業所の入居者数が既に定員に達している場合等であり、これらの場合には適切な他の事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければなりません。		平18-0331004号 第3-五-4(1)①
	④ 入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。	いる・いない	条例第114条第4項 予防条例第75条第4項
	※ 入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合について、市町村とも連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図ってください。		平18-0331004号 第3-五-4(1)②
	⑤ 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。	いる・いない	条例第114条第5項 予防条例第75条第5項
	⑥ 利用者の退居に際しては、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる・いない	条例第114条第6項 予防条例第75条第6項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
13 サービスの提供の記録	<p>① 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p>※ サービスの提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、利用者が認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を受けていることを、他の居宅サービス事業者等が確認できるよう、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。</p> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス、利用者の状況その他必要な事項を記録していますか。</p>	いる・いない	条例第115条第1項 予防条例第76条第1項 平18-0331004号 第3-五-4(2)①
		いる・いない	条例第115条第2項 予防条例第76条第2項
14 利用料等の受領	<p>① 認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けていますか。</p> <p>※ 法定代理受領サービスとして提供される認知症対応型共同生活介護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。</p> <p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額(地域密着型介護予防サービス費用基準額)との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業の会計と区分していること。</p>	いる・いない	条例第116条第1項 予防条例第77条第1項 平18-0331004号 第3-五-4(3)(第3-4(13)①参照)
		いる・いない	条例第116条第2項 予防条例第77条第2項 平18-0331004号 第3-五-4(3)①(第3-4(13)②準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
14 利用料等の受領	<p>③ ①、②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代</p> <p>エ ア～ウのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p>	いない・いる	条例第116条第3項 予防条例第77条第3項 平18-0331004号 第3-五-4(3)②
	<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりませんが、同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用又は入所の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容、及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となります。以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p>	いる・いない	条例第116条第4項 予防条例第77条第4項 平18-0331004号 第3-五-4(3)①(第3-一-4(13)④準用) 平12老振75・老健122
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	いる・いない	法第42条の2第9項 (第41条第8項準用)、第54条の2第9項 (第41条第8項準用) 施行規則第65条の5 (第65条準用)、85条の4(第65条準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
15 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	いる・いらない	条例第128条(第22条準用) 予防条例第86条(第23条準用)
16 認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<p>① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを行っていますか。</p> <p>② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮してサービスを行っていますか。</p> <p>③ 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p>④ 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>※ 「サービス提供方法等」には、認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含みます。</p>	いる・いらない	条例第117条第1項 条例第117条第2項 条例第117条第3項 条例第117条第4項 平18-0331004号 第3-五-4(4)②
	<p>⑤ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p> <p>※ 評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居(申込)者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。</p> <p>※ 具体的な事項に関しては、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」(平成18年10月17日老計発第1017001号)を参考してください。</p>	いる・いらない	条例第117条第8項 平18-0331004号 第3-五-4(4)⑦
17 身体的拘束等の禁止	<p>① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為（の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 	いない・いる	条例第117条第5項 予防条例第78条第1項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
17 身体的拘束等の禁止	<p>※ オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。</p> <p>キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</p> <p>ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</p> <p>ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p>		
	<p>② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p>※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p>	いる・いない	条例第117条第6項 予防条例第78条第2項 平18-0331004号 第3-5-4(4)③
	<p>③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業員に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(「身体的拘束等適正化検討委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられます。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。</p> <p>※ 身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	いる・いない	条例第117条第7項 (1) 予防条例第78条第3項(1) 平18-0331004号 第3-5-4(4)④
			平18-0331004号 第3-5-4(4)④

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
17 身体的拘束等の禁止	<p>※ 認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。具体的には、次のようなことを想定しています。</p> <p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ウ 身体的拘束等適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(4)④
	<p>④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 イ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	いる・いない	条例第117条第7項(2) 予防条例第78条第3項(2) 平18-0331004号 第3-五-4(4)⑤
	<p>⑤ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 介護従業者その他の従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該認知症対応型共同生活介護事業者が、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えありません。</p>	いる・いない	条例第117条第7項(3) 予防条例第78条第3項(3) 平18-0331004号 第3-五-4(4)⑥

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
18 認知症対応型共同生活介護計画の作成	<p>① 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p>※ 「通所介護等の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。</p> <p>※ 「利用者の多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	いる・いない いる・いない	条例第118条第1項 条例第118条第2項 平18-0331004号 第3-五-4(5)②
	<p>③ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。</p>	いる・いない	条例第118条第3項
	<p>④ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p>	いる・いない	条例第118条第4項
	<p>⑤ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。</p>	いる・いない	条例第118条第5項
	<p>⑥ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。</p>	いる・いない	条例第118条第6項
	<p>⑦ 認知症対応型共同生活介護計画の変更する場合においても、②～⑤に沿って行っていますか。</p>	いる・いない	条例第118条第7項
	<p>⑧ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、認知症対応型共同生活介護事業所において短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合で、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画に基づきサービスを提供している認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p>	いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4(5)⑤(第3-四の4(9)④準用)	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
19 介護等	<p>① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。</p> <p>② 利用者に対して、利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p>※ 事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることはできません。 ただし、事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えありません。</p> <p>③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。</p>	いる・いない いない・いる	条例第119条第1項 予防条例第89条第1項 条例第119条第2項 予防条例第89条第2項 平18-0331004号 第3-五-4(6)② 条例第119条第3項 予防条例第89条第3項
20 社会生活上の便宜の提供等	<p>① 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。</p> <p>② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p>※ 事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。</p> <p>※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認をください。</p> <p>③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者と家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p>※ 利用者の家族に対し、共同生活住居の会報の送付、事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者と家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p> <p>※ 利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図ってください。</p>	いる・いない いる・いない	条例第120条第1項 予防条例第90条第1項 条例第120条第2項 予防条例第90条第2項 平18-0331004号 第3-五-4(7)② 条例第120条第3項 予防条例第90条第3項 平18-0331004号 第3-五-4(7)③
21 利用者に関する市への通知	<p>サービスを受けている利用者が次の(1)・(2)のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態(要支援状態)の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき</p>	いる・いない	条例第128条(第28条準用) 予防条例第86条(第24条準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
22 緊急時等の対応	<p>介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>	いる・いらない	条例第128条(第99条準用) 予防条例第86条(第56条準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(12)準用)
23 管理者の責務	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p>※ 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う必要があります。</p>	いる・いらない	条例第128条(第59条の11準用) 予防条例第86条(第26条第1項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-二の二-3(4)準用)
	<p>② 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p>	いる・いらない	条例第128条(第59条の11準用) 予防条例第86条(第26条第2項準用)
	<p>管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス、地域密着型サービス(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する認知症対応型共同生活介護を除きます。)、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理していませんか。</p> <p>※ これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は、この限りではありません。</p>	いない・いる	条例第121条 予防条例第79条
25 運営規程	<p>共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、員数及び職務内容 (3) 利用定員 (4) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (5) 入居に当たっての留意事項 (6) 非常災害対策 (7) 虐待の防止のための措置に関する事項 (8) その他運営に関する重要事項</p> <p>※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第110条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。)</p>	いる・いらない	条例第122条 予防条例第80条 平18-0331004号 第3-四-4(13)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
25 運営規程	<p>※ 「サービスの内容」は、通所介護等を利用する場合については、当該サービスを含めたサービスの内容を指します。</p> <p>※ 「非常災害対策」は、非常災害に関する具体的な計画を指します。</p> <p>※ 「虐待の防止のための措置に関する事項」とは、虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容としてください。</p> <p>※ 「その他運営に関する重要事項」として、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(8)
			平18-0331004号 第3-五-4(8)
			平18-0331004号 第3-一一-4(31)⑥
			平18-0331004号 第3-五-4(8)
26 勤務体制の確保	<p>① 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p>※ 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。</p>	いる・いない	条例第123条第1項 予防条例第81条第1項 平18-0331004号 第3-五-4(9)①
	<p>② ①の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。</p> <p>※ 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮してください。</p>	いる・いない	条例第123条第2項 予防条例第81条第2項 平18-0331004号 第3-五-4(9)②
	<p>③ 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p>※ 特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めてください。</p>	いる・いない	条例第123条第3項 予防条例第81条第3項 平18-0331004号 第3-五-4(9)④
	<p>④ 全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けます。これは、介護に携わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。</p>	いる・いない	条例第123条第3項 予防条例第81条第3項 平18-0331004号 第3-五-4(9)⑤(第3-二の二-3(6)③参照)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
26 勤務体制の確保	<p>※ 義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(9)⑤(第3-二の二-3(6)③参照)
	<p>⑤ 適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	いる・いない	条例第123条第4項
	<p>※ 「職場におけるハラスメント」とは、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントをいいます。</p>		平18-03310044号 第3-五-4(9)⑥(第3-一一-4(22)⑥参照)
	<p>※ セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。</p>		平18-03310044号 第3-五-4(9)⑥(第3-一一-4(22)⑥参照)
	<p>※ 事業主が講すべき措置の具体的な内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針」(パワーハラスメント指針)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は次のとおりです。</p> <p>a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること</p> <p>b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p>		平18-03310044号 第3-五-4(9)⑥(第3-一一-4(22)⑥参照)
	<p>※ パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下または常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となります。</p>		平18-03310044号 第3-五-4(9)⑥(第3-一一-4(22)⑥参照)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
26 勤務体制の確保	<p>※ 事業主が講じることが望ましい取組とは、パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) <p>が規定されています。</p> <p>介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修の手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。これらのマニュアルや手引きは、以下の厚生労働省ホームページに掲載されているので、参考にしてください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</p>		平18-03310044号 第3-五-4(9)⑥(第3---4(22)⑥参照)
27 定員の遵守	<p>入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。</p> <p>※ ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	いない・いる	条例第124条 予防条例第82条
28 協力医療機関等	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>② 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす機関を定めるよう努めていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること (2) 認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること <p>※ 連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関(以下、在宅療養支援病院等)と連携を行うことが想定されます。なお、令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意してください。</p> <p>③ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出ていますか。</p> <p>※ 届出については、別紙3によるものとします。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに介護保険課に届け出してください。</p>	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	<p>条例第125条第1項 予防条例第83条第1項</p> <p>条例第125条第2項 予防条例第83条第2項</p> <p>平18-03310044号 第3-五-4(10)②</p> <p>条例第125条第3項 予防条例第83条第3項</p> <p>平18-03310044号 第3-五-4(10)③</p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
28 協力医療機関等	<p>④ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めていますか。</p> <p>※ 取り決めの内容としては、流行初期期間経過後(新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後)において、認知症対応型共同生活介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。</p>	いる・いない	条例第125条第4項 予防条例第83条第4項 平18-03310044号 第3-五-4(10)④
	<p>⑤ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について、協議を行っていますか。</p> <p>※ 協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられますが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましいです。</p>	いる・いない	条例第125条第5項 予防条例第83条第5項 平18-03310044号 第3-五-4(10)⑤
	<p>⑥ 利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該事業所に速やかに入居させができるよう努めていますか。</p> <p>※ 必ずしも退院後に再び入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくことではなく、できる限り円滑に再び入居できるよう努めなければならないということです。</p>	いる・いない	条例第125条第6項 予防条例第83条第6項 平18-03310044号 第3-五-4(10)⑥
	<p>⑦ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p>	いる・いない	条例第125条第7項 予防条例第83条第7項
	<p>⑧ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p>※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るために、協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。</p>	いる・いない	条例第125条第8項 予防条例第83条第8項 平18-0331004号 第3-五-4(10)⑦

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
29 業務継続計画の策定等	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、この計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 業務継続計画には、以下の項目を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される灾害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても構いません。</p> <p>さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的な計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携</p>	いる・いない	条例128条(第32条の2第1項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(12)
	<p>② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものです。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録をしてください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施しても差し支えありません。</p> <p>※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施しても差し支えありません。</p>	いる・いない	条例128条(第32条の2第2項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(12)
			平18-0331004号 第3-五-4(12)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
29 業務継続計画の策定等	<p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p>※ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(12) いない・いる 平18-0331004号 第3-五-4(12)
30 非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」 消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。</p> <p>※ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。 また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。</p>	いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4 (16) (第 3-四-4 (16) 準用)	条例第128条(第102 条第1項準用) 予防条例第86条(第 59条第1項準用) 社会福祉施設等に おける非常災害対 策計画の策定の手 引き (H28. 10埼玉県)
	<p>② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p>※ 地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	いる・いない 平18-0331004号 第3-五-(16) (第3- 四-4(16) 参照)	条例第128条(第102 条第2項準用) 予防条例第86条(第 59条第2項準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令						
30 非常災害対策	<p>③ 水防法における要配慮者利用施設に該当していますか。 「いる」と回答した場合、以下の日付を記載してください。</p> <p>避難確保計画作成日 : 年 月 日 計画の春日部市への報告日 : 年 月 日 計画に基づく訓練実地日 : 年 月 日 市への訓練実施報告日 : 年 月 日</p> <p>※ 実施報告は市公式ホームページから、電子申請・届出サービスで行ってください。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/anshin_anzen/bosai/saigainikansurukeikaku_manyuaru/23678.html</p>	いる・いない	水防法第15条の3						
	<p>④ 常時10人以上の施設において、防火管理者を選任し、消防計画の作成、防火管理業務を行っていますか。 基準に満たない事業所においても、防火管理についての責任者を定めていますか。</p> <p>※ 以下も記入してください</p> <table border="1"> <tr> <td>防火管理者の届出</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>防火管理者職名・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防計画の届出</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>※ 防火管理者が異動等で欠けた場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。</p> <p>※ 防火管理者の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防計画の作成、届出 ② 消火・通報及び避難訓練実施 ③ 消防用設備等の点検及び整備(業者の行う点検とは別) ④ 火気使用又は取扱に関する監督 ⑤ その他防火管理に関する指導、研修等 <p>※ 消防計画に記載されている氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。</p> <p>※ 増改築を行った場合は、変更届を提出してください。</p>	防火管理者の届出	年 月 日	防火管理者職名・氏名		消防計画の届出	年 月 日	いる・いない	消防法第8条 消防法施行令 別表第一(六) 消防法施行規則第3条
防火管理者の届出	年 月 日								
防火管理者職名・氏名									
消防計画の届出	年 月 日								

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令																																		
30 非常災害対策	<p>⑤ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">前年度</th> <th colspan="2">当年度</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> <th>回数</th> <th>実施・届出日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>消火訓練</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> <td></td> <td>(うち夜間想定)</td> </tr> <tr> <td>通報訓練</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実地通知 消防署届出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防署立会</td> <td>有・無</td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練と避難訓練は、消防機関に訓練実施計画を届出の上、それぞれ年間2回以上実施してください。 ・入所施設は、そのうち1回以上は、夜間又は夜間を想定した訓練を実施してください。 ・通報訓練は、年1回以上は実施するようにしてください。(励行) ・消防署と相談し、できるだけ年1回以上は消防署の協力・指導を得るようにしてください。 		前年度		当年度		回数	実施・届出日	回数	実施・届出日	避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)	通報訓練					実地通知 消防署届出					消防署立会	有・無			有・無	いる・いない	
	前年度		当年度																																		
	回数	実施・届出日	回数	実施・届出日																																	
避難訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
消火訓練		(うち夜間想定)		(うち夜間想定)																																	
通報訓練																																					
実地通知 消防署届出																																					
消防署立会	有・無			有・無																																	
31 衛生管理等	<p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 衛生管理等については、上記のほかに、次の点に留意してください。</p> <p>ア 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p>② 認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知、徹底を図っていますか。</p> <p>※ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。</p> <p>感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。</p>	<p>いる・いない</p> <p>※ 条例第128条(第59条の16準用) 予防条例第86条(第31条準用) 平18-0331004号 第3-五-(13)①</p> <p>いる・いない</p> <p>※ 条例第128条(第59条の16準用) 予防条例第86条(第31条準用) 平18-0331004号 第3-五-(13)②</p>																																			

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
31 衛生管理等	<p>※ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一緒に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		
	<p>③ 認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアに係る感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市の事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 また、発生時における事業所内の連携体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。</p>	いる・いない	
	<p>④ 認知症対応型共同生活介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じて行ってください。</p>	いる・いない	
	<p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上ででのケアの演習等を実施してください。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p> <p>※ ②～④の事項については事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p>		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
32 利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置	<p>認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。</p> <p>※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定しています。</p> <p>※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理職やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。</p> <p>※ 本委員会は定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいです。 併せて、本委員会の開催に当たっては、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取り組みを進めることができます。また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、その際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 事務負担軽減の観点から、本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。本委員会は事業所毎に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。委員会の名称ですが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る義務付けの適用に当たっては、3年間の経過措置を設けており、令和9年3月31日までの間は努力義務とします。</p>	いる・いらない	条例第128条(第106条の2準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(20)準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(20)準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(20)準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(20)準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-四-4(20)準用)
33 掲示	<p>① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示していますか。あるいは、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者が自由に閲覧できるようにしていますか。</p> <p>※ サービスの選択に資すると認められる重要な事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等をいいます。</p>	いる・いらない	条例第128条(第34条準用) 予防条例第86条(第32条準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(25)①準用)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
33 掲示	<p>※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所になります。</p> <p>※ 従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示等をすることを求めるものではありません。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(25)①準用)
	<p>② 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。</p> <p>※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。</p>	いる・いない	平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(25)①準用) 条例第128条(条例第34条第3項準用)
	<p>③ 提供するサービスに係る指定通知書を、事業所の見やすい場所に掲示していますか</p>	いる・いない	指定等に関する規則第2条第3項
34 秘密保持等	<p>① 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p>	いない・いる	条例第128条(第35条第1項準用) 予防条例第86条(第33条第1項準用)
	<p>② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	いる・いない	条例第128条(第35条第2項準用) 予防条例第86条(第33条第2項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(26)③準用)
	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p>※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。</p>	いる・いない	条例第128条(第35条第3項準用) 予防条例第86条(第33条第3項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(26)③準用)
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p>※ 個人情報については、安全管理の観点(第三者の目につかないようにする等)から、鍵のかかるロッカー・キャビネット等への保管が望ましいです。</p>	いる・いない	平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(26)準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
34 秘密保持等	<p>「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること</p> <p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」より 本ガイドラインでは、法の趣旨を踏まえ医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項ができる限り具体的に示しており、各医療・介護関係事業者においては、法令、「個人情報の保護に関する基本指針」(平成16年4月2日)閣議決定)及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある。</p>		個人情報の保護に関する法律(平15年法律57号)
35 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていませんか。	いない・いる	条例第128条(第36条準用) 予防条例第86条(第34条準用)
36 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与等の禁止	① 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又は従業者に対し、要介護被保険者(要支援被保険者)に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	条例第126条第1項 予防条例第84条第1項
	② 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又は従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	いない・いる	条例第126条第2項 予防条例第84条第2項
37 苦情処理	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載する</p>	いる・いない	条例第128条(第38条第1項準用) 予防条例第86条(第36条第1項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(28)①準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
37 苦情処理	<p>② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録していますか。</p> <p>※ 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図るうえでの重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。</p>	いる・いらない	条例第128条(第38条第2項準用) 予防条例第86条(第36条第2項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(28)②準用)
	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる・いらない	条例第128条(第38条第3項準用) 予防条例第86条(第36条第3項準用)
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。</p>	いる・いらない	条例第128条(第38条第4項準用) 予防条例第86条(第36条第4項準用)
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p>	いる・いらない	条例第128条(第38条第5項準用) 予防条例第86条(第36条第5項準用)
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p>	いる・いらない	条例第128条(第38条第6項準用) 予防条例第86条(第36条第6項準用)
38 調査への協力等	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる・いらない	条例第128条(第104条準用) 予防条例第86条(第61条準用)
39 地域との連携等	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p>※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p>	いる・いらない	条例第128条(第59条の17準用) 予防条例第65条(第39条準用) 平18-0331004 第3の五の4(16) (第3の二の二の3(10)①準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
39 地域との連携等	<p>※ 「地域住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得てください。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。</p> <p>ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができることとし、実施にあたっては次の点に留意してください。</p> <p>ア 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。 イ 外部評価は、運営推進会議において、事業所が行った自己評価結果に基づき、事業所で提供されるサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。 ウ このようなことから、運営推進会議において取組を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。 エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、「福祉医療情報ネットワークシステム(WAMNET)」の利用、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。</p>		平18-0331004号 第3-五-4(16)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
39 地域との連携等	<p>才 認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」(公益社団法人日本認知症グループホーム協会)(厚生労働省ホームページ「平成28年度老人保健健康増進等事業 当初協議採択事業一覧」にて掲載)を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p> <p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えることとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこととします。</p> <p>② ①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p> <p>④ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p>※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。</p>	いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4(16)	条例第128条(第59条の17準用) 予防条例第86条(第39条準用)
		いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-二の二-3(10)②準用)	平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-二の二-3(10)③準用)
		いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(29)④準用)	条例第128条(第59条の17準用) 予防条例第86条(第39条準用)
40 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいです。</p>	いる・いない 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(30)①準用)	条例第128条(第40条第1項準用) 予防条例第86条(第37条第1項準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
40 事故発生時の対応	<p>② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じてください。</p>	いる・いらない	条例第128条(第40条第2項準用) 予防条例第86条(第37条第2項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(30)準用)
	<p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。</p> <p>※ 虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」に規定されているところであります。その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じるものとします。</p> <p>ア 虐待の未然防止 認知症対応型共同生活介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供に当たる必要があり、基本方針に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。</p> <p>イ 虐待等の早期発見 認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市への虐待の届出について、適切な対応をしてください。</p> <p>ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市の窓口に通報される必要があり、認知症対応型共同生活介護事業者は通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市等が行う虐待等に対する調査等に協力することとします。</p> <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施してください。</p>	いる・いらない	条例第128条(第40条第3項準用) 予防条例第86条(第37条第3項準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(30)②準用) 平18-0331004号 第3-五-4(14)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
41 虐待の防止	<p>① 認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)」は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携により行なうことも差し支えありません。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行なうことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p> <p>ア 虐待防検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 力の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p>	いる・いない	条例第128条(第40条の2(1)準用) 予防条例第86条(第37条の2(1)準用) 平18-0331004号 第3-五-4(14)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
41 虐待の防止	<p>② 認知症対応型共同生活介護事業所における虐待の防止のための指針を整備していますか。</p> <p>※ 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p>	いる・いない	条例第128条(第40条の2(2)準用) 予防条例第86条(第平18-0331004号第3-五-4(14)②)
	<p>③ 認知症対応型共同生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。</p> <p>※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。</p>	いる・いない	条例第128条(第40条の2(3)準用) 予防条例第86条(第37条の2(3)準用) 平18-0331004号第3-五-4(14)
	<p>④ ①～③の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①～③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。</p> <p>なお、同一事業所内での複数担当(*)の兼務や他の事業所・施設等との担当(*)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を専任してください。</p> <p>* 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、感染対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生またはその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者</p>	いる・いない	条例第128条(第40条の2(4)準用) 予防条例第86条(第平18-0331004号第3-五-4(14))

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
42 会計の区分	<p>事業所ごとに経理を区分するとともに、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。</p> <p>ア 「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」 (平成24年3月29日老高発0329第1号)</p> <p>イ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)</p> <p>ウ 「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)</p>	いる・いない	条例第128条(第41条準用) 予防条例第86条(第38条準用) 平18-0331004号 第3-五-4(16)(第3-一-4(32)準用)
43 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p>② 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間保存していますか。</p> <p>ア 認知症対応型共同生活介護介護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 利用者に関する市への通知に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>※ 「その完結の日」とは、ア～カについては個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。キについては、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日を指すものとします。</p>	いる・いない	条例第127条第1項 予防条例第85条第1項 条例第127条第2項 予防条例第85条第2項
44 電磁的記録等	<p>① 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下、この項目において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く。)の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができるとしたものです。</p> <p>ア 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって貯制する方法によること。</p>	いる・いない 該当なし	条例第203条第1項 平18-0331004号 第5-1

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
44 電磁的記録等	<p>※ イ 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調整するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調整するファイルにより保存する方法 <p>ウ その他、条例203条第1項において電磁的記録により行うことができるとしているものは、ア及びイに準じた方法によること。</p> <p>エ また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>		平18-0331004号 第5-1
	<p>② 地域密着型サービス事業者及び地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、時期的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができますが、以下のとおり取り扱っていますか。</p> <p>※ 利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 電磁的方法による交付は、条例第9条第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 イ 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 ウ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にすること。 エ その他、条例第203条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。ただし、条例又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、その定めに従うこと。 オ また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 	<p>いる・いない 該当なし</p>	条例第203条第2項
			平18-0331004号 第5-2

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
45 介護職員等による喀痰吸引等について (以下、該当事業者のみ記入してください。)	<p>① 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。</p> <p>※ 平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。</p> <p>② 認定特定行為業務従事者について ア 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。 イ 認定特定行為従事者は何人いますか。 ____人</p> <p>③ 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者について 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」としての登録になります。)</p> <p>[業務開始年月日 : 年 月 日]</p> <p>④ 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 【登録している行為】該当するものに○をつける (たん吸引) 口腔内 ・ 鼻腔内 ・ 気管カニューレ内 (経管栄養) 胃ろう又は腸ろう ・ 経鼻経管栄養</p> <p>⑤ たん吸引等の業務の実施状況について 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。</p> <p>⑥ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。</p> <p>⑦ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。</p> <p>⑧ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。</p> <p>⑨ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。</p> <p>⑩ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。</p>	<p>該当 ・ 該当なし</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>	社会福祉士及び介護福祉士法 第48条の2、3 同法施行規則第26条の2、3

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
46 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	<p>① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p>② 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p> <p>※ 評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居(申込)者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。</p> <p>※ 具体的な事項に関しては、「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」(平成18年10月17日老計発第1017001号)を参考してください。</p>	いる・いない	予防条例第87条第1項 予防条例第87条第2項 平18-0331004号 第4-三-3(1)⑤
	<p>③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p>	いる・いない	予防条例第87条第3項
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p>※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	いる・いない	予防条例第87条第4項 平18-0331004号 第4-三-3(1)③
	<p>⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p>※ 提供されたサービスについては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p>	いる・いない	予防条例第87条第5項 平18-0331004号 第4-三-3(1)④

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
47 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p>② 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供によって、解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p>	いる・いない	予防条例第88条(1) 予防条例第88条(2) 平18-0331004号 第4-三-3(2)①
	<p>③ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p>※ 「通所介護等の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。</p> <p>※ 「利用者の多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	いる・いない	予防条例第88条(3) 平18-0331004号 第4-三-3(2)②
	<p>④ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の目標や内容等について、利用者又は家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	いる・いない	予防条例第88条(4) 平18-0331004号 第4-三-3(2)③
	<p>⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。</p>	いる・いない	予防条例第88条(5)
	<p>⑥ サービスの提供に当たっては、利用者の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p>	いる・いない	予防条例第88条(6)
	<p>⑦ サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p>	いる・いない	予防条例第88条(7)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
47 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	<p>⑧ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p>⑨ 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する、他の介護予防サービス等を行う者との連絡を、継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に、記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリングを行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。</p>	いる・いない	予防条例第88条(8) 予防条例第88条(9) 平18-0331004号 第4-三-3(2)
	<p>⑩ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。</p>	いる・いない	予防条例第88条(10)
	<p>⑪ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更する場合も、①～⑨に沿って行っていますか。</p>	いる・いない	予防条例第88条(11)
第6 変更の届出等			
48 変更の届出等	<p>事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長(介護保険課)に届け出ていますか。</p> <p>※ 届出が必要な事項等については、春日部市ホームページにて必ず確認をしてください。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地 イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等 エ 事務所の建物の構造、専用区画等及び設備の概要 オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ 運営規程 キ 協力医療機関及び協力歯科医療機関 ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ケ 介護支援専門員の氏名及び登録番号 (介護支援専門員ではない計画作成担当者も含む)</p>	いる・いない	法第78条の5第1項 第115条の15第1項 施行規則 第131条の13第1項・第2項、第140条の30第1項・第2項

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
	<p>② 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日 イ 廃止又は休止しようとする理由 ウ 現にサービスを受けている者に対する措置 エ 休止の場合は、予定期間</p>	いる・いない	法第78条の5第2項、第115条の15第2項 施行規則第131条の13第2項、第140条の30第2項

第7 介護給付費関係

49 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が認知症対応型共同生活介護を受けている間に、他の居宅サービス又は地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く)が算定されていませんか。</p> <p>※ ただし、認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えありません。</p>	いない・いる	留意事項 第2-1-(2)
50 認知症高齢者の日常生活自立度の決定方法	<p>加算の算定要件として「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」(以下「日常生活自立度」という。)を用いる場合の、日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書(以下「判定結果」という。)を用いるものとしていますか。</p> <p>※ 判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載してください。 また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発第0930第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、主治医が記載した同通知中「3.主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3.心身の状態に関する意見(1)日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものです。 なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いてください。</p> <p>※ 医師の判定が無い場合(主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いてください。</p>	いる・いない	留意事項 第2-1-(12)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
51 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費	<p>① 次の(1)から(3)を満たすものとして市長に届け出た事業所において、認知症対応型共同生活介護を行った場合、(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか</p> <p>(1) 共同生活住居の数が1であること (2) 自主点検項目第2の4に定める従業員の員数を置いている (3) 事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上</p> <p>② 次の(1)から(3)を満たすものとして市長に届け出た事業所において、認知症対応型共同生活介護を行った場合、(介護予防)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか</p> <p>(1) 共同生活住居の数が2以上であること (2) 自主点検項目第2の4に定める従業員の員数を置いている (3) 事業所ごとに夜勤を行う介護従業者の数が、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに1以上</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5イ 平27厚告96 第31号イ
52 短期利用認知症対応型共同生活介護費	<p>① 次の(1)から(6)の基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において、短期利用認知症対応型共同生活介護を提供した場合、短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。</p> <p>(1) 共同生活住居の数が1であること。 (2) 当該認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。 (3) 次のいずれにも適合すること。 ① 当該認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用して いる。 ② 1の共同生活住居において、短期利用認知症対応型生活介護を受ける利用者の数は1名としている。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5ロ 平27厚告96 第31号
	<p>※ 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、①及び②の規定にかかわらず、当該事業所を構成する共同生活住居の定員の合計数を超えて、個室において短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとします。</p> <p>あくまでも、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける必要がある者にのみ提供が認められるものであり、当該利用者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護の提供は、7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度に行ってください。</p>		留意事項 第2-6-(1)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
52 短期利用認知症対応型共同生活介護費	<p>※ 「当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合」とは、当該利用者を当該事業所の共同生活住居(複数の共同生活住居がある場合、当該利用者が日中の時間帯等に共同生活を送る共同生活住居とする。)の利用者とみなして、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしており、かつ、当該利用者が利用できる個室を有している場合とします。特に個室の面積の最低基準は示していませんが、当該利用者の処遇上、充分な広さを有していることが必要です。ただし、個室以外であっても、1人当たりの床面積がおおむね7.43平方メートル以上で、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備している場合は、個室に準じて取り扱って差し支えありません。この場合の「プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえ」とは、可動でないもので隔てることまでを要するものではないが、視線が遮断されることを前提とします。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテン、簡易パネルによる仕切りでは不可とします。また、天井から隙間が空いていることは認めます。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住宅の定員の合計数を超えて受け入れができる利用者は、共同生活介護事業所の共同生活住宅ごとに1人まで認められるものであり、この場合、定員超過利用による減算の対象にはなりません。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の合計数を超えて受け入れができる利用者数は、認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1人まで認められるものであり、この場合、定員超過利用による減算の対象ではありません。</p>		留意事項 第2-6-(1)①
	(4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内に利用期間を定めること。		留意事項 第2-6-(1)①
	(5) 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。		平27厚告96 第31号
	<p>※ 「短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者とします。</p> <p>(6) 人員基準に定める従業者の員数を置いていること。</p>		平27厚告96 第31号
	② 共同生活住居の数が2であり、かつ前項(2)から(6)の基準を満たしている認知症対応型共同生活介護事業所において、短期利用認知症対応型共同生活介護を提供した場合、短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5口

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
53 人員基準欠如による減算	<p>介護職員・計画作成担当者に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70で算定していますか。</p> <p>※ ① 介護職員の欠如減算 <input checked="" type="checkbox"/> イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合 ⇒ その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者全員について減算 <input type="checkbox"/> ロ 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合 ⇒ その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算</p> <p>② 計画作成担当者の欠如減算 その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで利用者の全員について減算</p> <p>※ 人員基準上満たすべき職員の員数を算定する際の利用者等の数については、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度)の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします(小数点第2位以下切り上げ)。</p> <p>※ 著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導します。また、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取消しを検討するものとします。</p>	いる・いない 該当なし	平12厚告27 五口 留意事項 第2-1-(8)
54 夜勤体制による減算	<p>夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97で算定していますか。</p> <p>※ 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されます。</p> <p>ア 夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合</p> <p>イ 夜間時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合</p> <p>※ 夜勤を行う職員の員数の算定における利用者等の数については、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる年度)の平均を用います。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします(小数点第2位以下切り上げ)。</p> <p>※ 夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う職員の確保を指導し、当該指導に従わない場合は、指定の取消しを検討するものとします。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注1 留意事項 第2-1-(9)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
54 夜勤体制による減算	<p>※ 夜間職員基準に定められている夜勤を行う職員の員数は、夜勤時間帯を通じて配置されるべき職員の員数であり、複数の職員が交代で勤務することにより当該基準を満たして構わないものとします。</p> <p>また、夜勤職員基準に定められる員数に小数が生じる場合においては、整数部分の員数の職員の配置に加えて、夜勤時間帯に勤務する別の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、小数部分の数以上となるように職員を配置することとします。</p> <p>なお、この場合において、整数部分の員数の職員に加えて別の職員を配置する時間帯は、夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間帯である必要はありません。当該夜勤時間帯において最も配置が必要である時間に充てるよう努めることとします。</p>		
55 定員超過利用	<p>月平均の利用者の数が運営規程に定められている入居定員を超えている場合は、所定単位数の100分の70で算定していますか</p> <p>※ 利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。</p> <p>※ この場合の利用者の数は、1月間(暦月)の利用者の数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月の全利用者の延数を当該月の日数で除して得た数とします(小数点第2位以下切上げ)。</p> <p>※ 定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行なうよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとします。</p>	いる・いない 該当なし	平12厚告27 五イ 留意事項 第2-1-(6)
56 身体拘束廃止未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数(短期利用については所定単位数の100分の1)を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>エ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注2 平27厚告95 第58の4号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
56 身体拘束廃止未実施減算	<p>※ 身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、条例第117条第6項の記録(同条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第7項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとします。</p>		留意事項 第2-6-(2)(第2-5-(3)準用)
57 高齢者虐待防止措置未実施減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 高齢者虐待防止未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、条例第128条（第40条の2準用）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p> <p>具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年2回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注3 留意事項 第2-6-(3)
58 業務継続計画未策定減算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。</p> <p>※ 業務継続計画未策定減算については、条例第128条（第32条の2第1項準用）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について所定単位数から減算することになります。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注4 留意事項 第2-6-(4)(第2-3の2(3)準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
59 夜間支援体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所について、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 夜間支援体制加算(Ⅰ) (2) 夜間支援体制加算(Ⅱ)</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	平18厚告126 別表5注6
	<p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>ア 夜間支援体制加算(Ⅰ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ② 共同生活住居の数が1であること。 ③ 次に掲げる基準のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 夜勤を行う介護従業者の数が厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する数に1(次に掲げる基準のいずれにも適合する場合にあっては、0.9)を加えた数以上であること。 a 夜勤時間帯を通じて、利用者の動向を検知できる見守り機器を当該認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の数の10分の1以上の数設置していること。 b 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、必要な検討等が行われていること。 (イ) 条例110条第1項の規定により夜間及び深夜の時間帯を通じて置くべき数の介護従業者に加えて、宿直勤務に当たる者を1名以上配置していること。 <p>イ 夜間支援体制加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ア①及び③に該当するものであること。 ② 共同生活住居の数が2以上であること。 		平27厚告96 32
	<p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所の1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合に、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定するものとします。</p>		留意事項 第2-6-(5)①
	<p>※ 見守り機器は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいいます。</p>		留意事項 第2-6-(5)②
	<p>※ 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、3月に1回以上行うこととし、又、テレビ電話装置等を活用して行うことができるるものとします。</p>		留意事項 第2-6-(5)②
	<p>※ 全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っているものとします。</p>		留意事項 第2-6-(5)③

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
60 認知症行動・心理状態緊急対応加算	<p>短期利用認知症対応型共同生活介護利用者について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、認知症対応型生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 本加算は医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。</p> <p>※ 事業所は判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項を介護サービス計画書に記録してください。</p> <p>※ 以下に掲げる者が、直接、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を開始した場合には、当該加算は算定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注7 留意事項 第2-6-(6)
61 若年性認知症利用者受入加算	<p>若年性認知症利用者に対して、認知症対応型共同生活介護を行った場合には、1日につき所定単位を加算していますか。</p> <p>※ 算定要件は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 算定している利用者は若年性認知症(40～64歳)利用者とする。 ② 若年性認知症利用者ごとに、個別に担当者を定めること。 ③ 上記担当者を中心に、若年性認知症利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 <p>※ 「認知症行動・心理状態緊急対応加算」を算定している場合は算定できません。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注8 平27厚告94 18 留意事項 第2-6-(7)(第2-3の2-(16)準用)
62 入院したときの費用の算定	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき所定単位数を算定していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していること。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注9 平27厚告95 58の5

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令			
62 入院したときの費用の算定	<p>※ 入院時の費用を算定する認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行ってください。</p> <p>※ 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、利用者の入院先の病院又は診療所の当該主治医に確認するなどの方法により判断してください。</p> <p>※ 「必要に応じて適切な便宜を提供」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。</p> <p>※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に居室の空きがないことをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、居室の確保が間に合わない場合等を指すものである。事業所側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。</p> <p>※ 利用者の入院の期間中の居室は、短期利用認知症対応型共同生活介護等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入居できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。</p> <p>※ 入院の期間には初日及び最終日は含まないので、連続して8日間入院を行う場合の入院期間は、6日と計算されます。</p> <p>(例) 入院期間：3月1日～3月8日(8日間)の場合 3月1日 入院の開始…所定単位数を算定 3月2日～3月7日(6日間)…1日につき246単位を算定可 3月8日 入院の終了…所定単位数を算定</p> <p>※ 利用者の入院の期間中にそのまま退居した場合は、退居した日の入院時の費用は算定できます。</p> <p>※ 利用者の入院の期間中で、かつ、入院時の費用の算定期間にあっては、当該利用者が使用していた居室を他のサービスに利用することなく空けておくことが原則ですが、当該利用者の同意があれば、その居室を短期利用認知症対応型共同生活介護等に活用することは可能です。ただし、この場合に、入院時の費用は算定できません。</p> <p>※ 入院時の費用の算定にあたって、1回の入院で月をまたがる場合は、最大で12日分まで入院時の費用の算定が可能です。</p> <p>(例) 月をまたがる入院の場合 入院期間：1月25日～3月8日の場合 1月25日 入院…所定単位数を算定 1月26日～1月31日(6日間)…1日につき246単位を算定可 2月1日～2月6日(6日間)…1日につき246単位を算定可 2月7日～3月7日…費用算定不可 3月8日 退院…所定単位数を算定</p> <p>※ 利用者の入院の期間中は、必要に応じて、入退院の手続きや家族、当該医療機関等への連絡調整、情報提供などの業務にあたること。</p>	留意事項 第2-6-(8)①	留意事項 第2-6-(8)②	留意事項 第2-6-(8)③	留意事項 第2-6-(8)④	留意事項 第2-6-(8)⑤

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
63 看取り介護加算	<p>厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上45日以下、死亡日以前4日以上30日以下、死亡日の前日及び前々日、死亡日のそれぞれについて、1日につき所定単位数を死亡月に加算していますか。(ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。)</p> <p>※ 加算の単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡日以前31日以上45日以下 1日につき72単位 ・ 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき144単位 ・ 死亡日の前日及び前々日 1日につき680単位 ・ 死亡日 1日につき1280単位 <p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>以下のいずれにも適合していること。</p> <p>ア 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>イ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>ウ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p> <p>以下のいずれにも適合している利用者</p> <p>ア 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者であること。</p> <p>イ 医師、看護職員(事業所の職員又は当該事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護支援専門員その他の職種のものが共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者であること。</p> <p>ウ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。)であること。</p> <p>※ 看護職員については、認知症対応型共同生活介護事業所において利用者の看取り介護を行う場合、利用者の状態に応じて随時の対応が必要であることから、当該認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院、診療所もしくは訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション等」という。)の職員に限ります。</p> <p>具体的には、当該認知症対応型共同生活介護事業所と訪問看護ステーション等が、同一市町村内に所在している又は同一市町村内に所在していないとしても、自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離に所在するなど、実態として必要な連携をとることができることが必要です。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 注10 平27厚告96 33 平27厚告94 40 留意事項 第2-6-(9)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
63 看取り介護加算	<p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくためにも、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)により、看取り介護を実施する体制を構築するとともに、それを強化していくことが重要であり、具体的には、次のような取組が求められます。</p> <p>イ 看取りに関する指針を定めることで事業所の看取りに対する方針等を明らかにする(Plan)。 ロ 看取り介護の実施に当たっては、当該利用者に係る医師の診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、利用者がその人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う(Do)。 ハ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把擱及びそれに対する支援を行う(Check)。 ニ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について、適宜、適切な見直しを行う(Action)。</p> <p>※ 質の高い看取り介護を実施するためには、多職種連携により、利用者等に対し、十分な説明を行い、理解を得るよう努力することが不可欠です。</p> <p>具体的には、認知症対応型共同生活介護事業所は、看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、事業所等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医師や医療機関との連携体制などについて、利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要です。</p> <p>加えて、説明の際には、利用者等の理解を助けるため、利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供してください。</p> <p>※ 看取り介護の実施に当たっては、管理者を中心として、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りに関する指針が定められていることが必要であり、同指針に盛り込むべき項目としては、例えば、以下の事項が考えられます。</p> <p>イ 当該事業所の看取りに関する考え方 ロ 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）+それに応じた介護の考え方 ハ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ニ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ホ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ヘ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 ト 家族等への心理的支援に関する考え方 チ その他看取り介護を受ける利用者に対して事業所の職員が取るべき具体的な対応の方法</p> <p>※ 看取りに関する指針に盛り込むべき内容を、医療連携体制加算を算定する際の施設基準に規定する重度化した場合の対応に係る指針に記載する場合は、その記載をもって看取りに関する指針の作成に代えることができるものとしますが、その際は適宜見直しを行ってください。</p>		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
63 看取り介護加算	<p>※ 看取り介護の実施に当たっては、次に掲げる事項を介護記録等に記録するとともに、多職種連携を図るため、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による適切な情報共有に努めてください。</p> <p>イ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ロ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアについての記録 ハ 看取り介護の各プロセスにおいて把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応についての記録</p> <p>※ 利用者等に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載しておくことが必要です。</p> <p>また、利用者が十分に判断ができる状態になく、かつ、家族の来訪が見込まれないような場合も、医師、看護職員、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、利用者に対する看取り介護について相談し、共同して看取り介護を行っていると認められる場合には、看取り介護加算の算定は可能です。</p> <p>この場合には、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、利用者の状態や、家族と連絡を取ったにもかかわらず事業所への来訪がなかった旨を記載しておくことが必要です。</p> <p>なお、家族が利用者の看取りについて共に考えることは極めて重要であり、事業所は、連絡を取ったにもかかわらず来訪がなかったとしても、継続的に連絡を取り続け、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進める必要があります。</p> <p>※ 看取り介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、認知症対応型共同生活介護事業所において行った看取り介護を評価するものです。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該認知症対応型共同生活介護事業所において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができません。（したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできません。）</p> <p>なお、看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施に当たっては、厚労省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必ず情報の共有に努めてください。</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能ですが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p>		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
63 看取り介護加算	<p>※ 認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができます。</p> <p>なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、利用者等に対して説明をし、文書にて同意を得ておくことが必要です。</p> <p>※ 利用者が入退院をし、又は外泊した場合であって、当該入院又は外泊期間が死亡日以前45日の範囲内であれば、当該入院又は外泊期間を除いた期間について、看取り介護加算の算定が可能です。また、入院もしくは外泊又は退居の当日について看取り介護加算を算定できるかどうかは、当該日に所定単位数を算定するかどうかによります。</p>		
64 初期加算	<p>認知症対応型共同生活介護費について、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算していますか。 (30日を超える病院又は診療所への入院後に認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も、同様とする。)</p> <p>※ 初期加算は、当該利用者が過去3月間(ただし、「認知症老人の日常生活自立度判定基準」ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入所したがない場合に限り算定できます。</p> <p>しかし、30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合は、この限りではなく、初期加算が算定されます。</p> <p>※ 短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き当該認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合(短期利用認知症対応型共同生活介護の利用を終了した翌日に当該認知症対応型共同瀬活介護事業所に入居した場合を含む。)については、初期加算は入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定するものとします。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 ハ注 留意事項 第2-6-⑩
65 協力医療機関連携加算	<p>認知症対応型共同生活介護事業所において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定できません。</p> <p>(1) 当該協力医療機関が、条例第125条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合</p> <p>(2) (1)以外の場合</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 ニ注

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
65 協力医療機関連携加算	<p>※ 本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものです。</p> <p>※ 会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えありません。</p> <p>※ 協力医療機関が条例第125条第2項第1号及び第2号に規定する要件を満たしている場合には(1)、それ以外の場合には(2)を加算してください。(1)について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要があります。(1)を算定する場合において、条例第125条第3項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を市長に届け出でていない場合には、速やかに届け出てください。</p> <p>※ 「会議を定期的に開催」とは、概ね月に1回以上開催されている必要があります。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えないこととします。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましいです。</p> <p>※ 会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。</p> <p>※ 本加算における会議は、条例第125条第3項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えありません。</p> <p>※ 会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。</p>		<p>留意事項 第2-6-(1)①</p> <p>留意事項 第2-6-(1)②</p> <p>留意事項 第2-6-(1)③</p> <p>留意事項 第2-6-(1)④</p> <p>留意事項 第2-6-(1)⑤</p> <p>留意事項 第2-6-(1)⑥</p> <p>留意事項 第2-6-(1)⑦</p>
66 医療連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算していますか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ又は(Ⅰ)ハのいずれかの加算と医療連携体制加算(Ⅱ)を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)イ (2) 医療連携体制加算(Ⅰ)ロ (3) 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ (4) 医療連携体制加算(Ⅱ)</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表5ホ注 平27厚告96第34号</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
66 医療連携体制加算	<p>※ 厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 医療連携体制加算(Ⅰ)イ</p> <p>次に掲げる①～③のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していること。 ② 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護師又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 <p>ロ 医療連携体制加算(Ⅰ)ロ</p> <p>次に掲げる①～③のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 ② 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員である看護職員又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ イ③に該当すること。 <p>ハ 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ</p> <p>次に掲げる①～③のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。 ② 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ③ イ③に該当していること。 <p>ニ 医療連携体制加算(Ⅱ)</p> <p>次に掲げる①～③のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療連携体制加算(Ⅰ)イ、ロ又はハのいずれかを算定していること。 ② 算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 喀痰吸引を実施している状態 (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 (3) 中心静脈注射を実施している状態 (4) 人工腎臓を実施している状態 (5) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 (6) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 (7) 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 (8) 褥瘡に対する治療を実施している状態 (9) 気管切開が行われている状態 (10) 留置カテーテルを使用している状態 (11) インスリン注射を実施している状態 		平27厚告96 34

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
66 医療連携体制加算	<p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)への体制について、利用者の状態の判断や、当該事業所の介護従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師の確保を要することとしており、准看護師では本加算は認められません。</p> <p>また、看護師の確保については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該事業所の職員と他の事業所の職員を併任する職員として確保することも可能です。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅰ)ハの体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 ・ 看取りに関する指針の整備等 <p>を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要です。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)ロの体制については、事業所の職員として看護師又は准看護師を常勤換算方法により1名以上配置することとしていますが、当該看護職員が准看護師のみの体制である場合には、病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携を要することとしています。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅰ)ロにより配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師により、24時間連絡できる体制を確保していることが必要です。</p> <p>※ 医療連携体制加算(Ⅱ)を算定する事業所においては、上記(2つ前の※)のサービス提供に加えて、協力医療機関等との連携を確保しつつ、医療ニーズを有する利用者が、可能な限り認知症対応型共同生活介護事業所で療養生活を継続できるように必要な支援を行うことが求められます。</p> <p>加算の算定に当たってはロ③に規定する利用者による利用実績(短期利用認知症対応型共同生活介護を利用する者を含む。)があり、当該利用者が療養生活を送るために必要な支援を行っていることを要件としています。</p> <p>イ ニ②の(1)に規定する「喀痰吸引を実施している状態」とは、認知症対応型共同生活介護の利用中に喀痰吸引を要する利用者に対して、実際に喀痰吸引を実施している状態である。</p> <p>ロ ニ②の(2)に規定する「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において1週間以上人工呼吸器を使用している状態については、当該月において1週間以上人工呼吸器又は間歇的陽圧呼吸をおこなっていること。</p> <p>ハ ニ②の(3)に規定する「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。</p>	留意事項 第2-6-(2)②	
		留意事項 第2-6-(2)③	
		留意事項 第2-6-(2)④	
		留意事項 第2-6-(2)④	
		留意事項 第2-6-(2)⑤	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
66 医療連携体制加算	<p>ニ 二②の(4)に規定する「人工腎臓を実施している状態」については、当該月において人工腎臓を実施しているものであること。</p> <p>ホ 二②の(5)に規定する「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が接続する状態又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧又は動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。</p> <p>ヘ 二②の(6)に規定する「人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、人工膀胱又は人工肛門に係る皮膚の炎症等に対するケアを行った場合であること。</p> <p>ト 二②の(7)に規定する「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」とは経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して経腸栄養を行っている状態であること。</p> <p>チ 二②の(8)に規定する「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下のいずれかの分類に該当し、かつ当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限ること</p> <p>第一度：皮膚の発赤が継続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない) 第二度：皮膚層の部分的喪失(びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの)がある。 第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもある。 第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している。</p> <p>リ 二②の(9)に規定する「気管切開が行われている状態」については気管切開が行われている利用者について、気管切開に係るケアを行った場合であること</p> <p>ヌ 二②の(10)に規定する「留置カテーテルを使用している状態」については、留置カテーテルが挿入されている利用者に対して、留置カテーテルに係る観察、管理、ケアを行った状態であること</p> <p>ル 二②の(11)に規定する「インスリン注射を実施している状態」については、認知症対応型共同生活介護の利用中にインスリン注射によりインスリンを補う必要がある利用者に対して、実際にインスリン注射を実施している状態である</p>		留意事項 第2-6-12⑤

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
	<p>※ 医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合の対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 急性期における医師や医療機関との連携体制 ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③ 看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針などが考えられます。 		留意事項 第2-6-(12)⑥
67 退居時情報提供加算	<p>利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回に限り算定していますか。</p> <p>※ 入居者が退所退居して医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、「退居時情報提供書(別紙様式9)」の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付してください。</p> <p>※ 入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できません。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 へ注 留意事項 第2-6-(13)① 留意事項 第2-6-(13)②
68 退居時相談援助加算	<p>利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービス、その他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に、当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村、及び老人介護支援センター、又は地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて、当該利用者に係る居宅サービス、又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 退居時相談援助の内容は、以下のようなものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 食事、入浴、健康管理等在宅における生活に関する相談援助 b 退居する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 c 家屋の改善に関する相談援助 d 退居する者の介助方法に関する相談援助 	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 ト注 留意事項 第2-6-(14)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
68 退去時情報提供加算	<p>※ 退居時相談援助加算は、次の場合には、算定できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 退居して病院又は診療所へ入院する場合 b 退居して他の介護保険施設への入院若しくは入所又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の利用を開始する場合 c 死亡退居の場合 <p>※ 退居時相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行ってください。</p> <p>※ 退居時相談援助は、退居者及びその家族等のいずれにも行ってください。</p> <p>※ 退居時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行ってください。</p>		
69 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できず、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定できません。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I)</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(II)</p> <p>厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(I)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度がランクⅢ、Ⅳ又はM)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>平27厚告94 41</p> <p>留意事項 第2-6-15②</p>	<p>平18厚告126 別表5 チ注</p> <p>留意事項 第2-6-14</p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
69 認知症専門ケア加算	<p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 ① イの基準のいずれにも適合すること ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ③ 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護指導者研修」、認知症看護に係る適切な研修を指します。</p> <p>※ 認知症看護に係る適切な研修とは、現時点では、以下のいずれかの研修です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」 <p>ただし、③については認定証が発行されているものに限ります。</p> <p>※ 「認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守していること。</p>		留意事項 第2-6-15③
			留意事項 第2-6-15④
			令和6年度介護報酬改定に係るQ&A（令和6年3月15日）問17
70 認知症チームケア推進加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することをいう。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できず、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定できません。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 リ注 留意事項 第2-6-14

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
70 認知症チー ムケア推進 加算	<p>(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 ② 認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を終了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③ 対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 <p>ロ 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① イ①、③及び④に掲げる基準に適合すること。 ② 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 <p>※ 認知症チームケア推進加算の内容については、通知「認知症チームケア推進加算に関する実施上の留意事項等について」）を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	平27厚告95 58の5 の2
71 生活機能向 上連携加算	<p>計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)</p>	いる・いない 該当なし	留意事項 第2-6-(16) 平18厚告126 別表5 ヌ注 <input type="checkbox"/>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
71 生活機能向上連携加算	<p>利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算していますか。（ただし、（1）を算定している場合には算定できません。）</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（II）</p> <p>※ 生活機能向上連携加算（II）について</p> <p>① 「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、介護従事者が提供する介護の内容を定めたものでなければなりません。</p> <p>② ①の計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等と計画作成担当者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価（以下「生活機能アセスメント」をいう。）を行うものとする。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院である。</p>	□	留意事項 第2-6-(17)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
71 生活機能向上連携加算	<p>③ ①の計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を掲載しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容 <p>④ ③b及びcの達成目標については、利用者の意向も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作(立位又は座位の保持等)の時間といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定すること。</p> <p>⑤ 本加算はロの評価に基づき、認知症対応型共同生活介護計画に基づき提供された初回の介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定されるものであり、3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度評価に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直す必要があります。</p> <p>⑥ 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及びbの達成目標を踏まえた適切な対応を行うこと。</p>		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
71 生活機能向上連携加算	<p>※ 生活機能向上連携加算（I）について</p> <p>生活機能向上連携加算（I）については、前記②、⑤及び⑥を除き「生活機能向上連携加算（II）について」を適用する。本加算は、理学療法士等が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握した上で計画作成担当者に助言を行い、計画作成担当者が、助言に基づき①の認知症対応型共同生活介護計画を作成(変更)するとともに、計画作成から3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告することを定期的に実施することを評価するものです。</p> <p>a ①の認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリステーション事業所又はリハビリステーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は認知症共同生活介護事業所の計画作成者と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に助言を行うこと。なおICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成担当者と事前に方法等を調整するものとします。</p> <p>b 当該認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者は、aの助言に基づき、生活機能アセスメントを行った上で、①の認知症対応型共同生活介護計画の作成を行うこと。なお、①の認知症対応型共同生活介護計画にはaの助言内容を掲載すること。</p> <p>c 本加算は①の認知症対応型共同生活介護計画に基づき認知症対応型共同生活介護を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、aの助言に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直した場合には、本加算を算定することは可能ではあるが、利用者の急性増悪等により認知症対応型共同介護計画を見直した場合を除き、①の認知症対応型共同生活介護計画に基づき認知症対応型共同生活介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定しない。</p> <p>d 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告すること。なお再度aの助言に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直した場合には本加算の算定が可能である。</p>		
72 栄養管理体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する認知症対応型共同生活介護事業所において、管理栄養士（当該事業所の従業者以外の管理栄養士を含む。）が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表5 ル注</p> <p>平27厚告95 58の5</p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
72 栄養管理体制加算	<p>※ 栄養管理体制加算の算定に係る管理栄養士は、外部(他の介護事業所(栄養管理体制加算の対象に限る。)、医療機関、介護保険施設(栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」)との連携により体制を確保した場合も、算定できます。</p> <p>※ 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは当該事業所における利用者の低栄養状態の評価方法、栄養ケアに関する課題(食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等)への対応方法、食形態及び調理方法その他当該事業所において日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、利用者ごとの栄養ケア・マネジメントをいうものではありません。</p> <p>※ 「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題 ② 当該事業所における目標 ③ 具体の方策 ④ 留意事項 ⑤ その他必要と思われる事項 		留意事項 第2-6-(18)
73 口腔衛生管理体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する認知症対応型共同生活介護事業所において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>※ 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該事業所における利用者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該事業所において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の利用者の口腔ケア計画をいうものではありません。</p> <p>また、「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報の安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	平18厚告126 別表5 ヲ注 平27厚告95 68 留意事項 第2-6-(19)①

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
73 口腔衛生管理体制加算	<p>※ 「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、以下の事項を記載すること。</p> <p>ア 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題 イ 当該事業所における目標 ウ 具体の方策 エ 留意事項 オ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況 カ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。） キ その他必要と思われる事項</p> <p>※ 医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。</p> <p>※ 口腔衛生の管理体制に関する管理計画の立案は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による技術的助言及び指導に基づき行われるが、技術的助言及び指導を行う歯科医師は、協力歯科医療機関の歯科医師に関わらず、当該施設の口腔衛生の管理体制を把握している歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士を想定しています。</p> <p>※ 口腔衛生管理体制加算について、月の途中で退所、入院又は外泊した場合や月途中から入所した場合においては、入院・外泊中の期間は除き、当該月において1日でも当該施設に在所した入所者について算定できます。</p>		留意事項 第2-6-(19)②
			留意事項 第2-6-(19)③
74 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する認知症対応型共同生活介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき所定単位数を加算していますか。 (ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定できません。)</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ロ 利用開始時及び利用中六月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 ハ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	いる・いない 該当なし	令和3年度介護報酬改定に係るQ&A（令和3年3月26日）問80 令和6年度介護報酬改定に係るQ&A（令和6年3月15日）問179

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
74 口腔・栄養スクリーニング加算	<p>※ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握してください。</p> <p>※ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。ただし、イのg及びhについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行うこと。</p> <p>なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参照するとともに、口腔スクリーニングの実施に当たっては、「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」（令和6年3月 日本歯科医学会）等の関連学会が示す記載等も参考にしてください。</p> <p>イ 口腔スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> a 開口ができない者 b 歯の汚れがある者 c 舌の汚れがある者 d 歯肉の腫れ、出血がある者 e 左右両方の奥歯でしっかりとかみしめることができない者 f むせがある者 g ぶくぶくうがいができない者 h 食物のため込み、残留がある者 <p>ロ 栄養スクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> a BMIが18.5未満である者 b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 d 食事摂取量が不良（75%以下）である者 <p>※ 令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定することは可能です。</p>		<p>留意事項 第2-6-(20)①</p> <p>留意事項 第2-6-(20)②</p> <p>令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (令和3年3月26日)問20</p>
75 科学的介護推進体制加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し認知症対応型共同生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月に所定単位数を加算していますか。</p> <p>① 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症という。以下同じ。）の状況そのほかの利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出すること。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p>	<p>平18厚告126 別表5 カ注 留意事項 第2-6-(21) (第2-3の2-(21)準用)</p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
75 科学的介護推進体制加算	<p>② 必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、認知症対応型共同生活介護の提供に当たって、①に規定する情報その他認知症対応型共同生活介護を適切かつ有效地に提供するために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに①～②に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。</p> <p>※ 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p> <p>※ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。</p> <p>イ 利用者的心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提出するためのサービス計画を作成する（Plan）。</p> <p>ロ サービスの提出に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。</p> <p>ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供のあり方について検証を行う（Check）。</p> <p>ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。（Action）。</p>		
76 高齢者施設等感染対策向上加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定の単位数を加算していますか。</p> <p>(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)</p> <p>(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	平18厚告126 別表5 ヨ注

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
76 高齢者施設等感染対策向上加算	<p>厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生等の対応を行う体制を確保していること。 ② 条例125条第1項本文に規定する協力医療機関その他医療機関との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う、院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 <p>※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものです。</p> <p>※ 高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けてください。</p> <p>※ 条例第128条により準用する第59条の16第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容については、医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとしてください。</p> <p>※ 新興感染症発生時等の対応は、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限ります。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではありません。</p> <p>※ 季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入所者に対して適切に医療が提供される体制を構築してください。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和5年12月7日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査していますので、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保してください。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準</p> <p>ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)</p> <p>感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。</p>		平27厚告95 58の7 留意事項 第2-6-(22)① 留意事項 第2-6-(22)② 留意事項 第2-6-(22)③ 留意事項 第2-6-(22)④ 留意事項 第2-6-(22)⑤ 平27厚告95 58の7

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
76 高齢者施設等感染対策向上加算	<p>※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定するものです。</p> <p>※ 実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定されます。</p> <p>※ 条例第128条により準用する第59条の16第2項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとしてください。</p>		留意事項 第2-6-(23)①
77 新興感染症等施設療養費	<p>認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定していますか。</p> <p>※ 新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、事業所内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものです。</p> <p>※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定します。令和6年4月時点においては、指定している感染症はありません。</p> <p>※ 適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き(第3版)」を参考してください。</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 タ注
78 生産性向上推進体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に対し届出を行った認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者に対して認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） (2) 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）</p>	いる・いない 該当なし	平18厚告126 別表5 レ注

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
78 生産性向上推進体制加算	<p>※ [厚生労働大臣が定める基準]</p> <p>(1) 生産性向上推進体制加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</p> <p>(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</p> <p>(3) 介護機器の定期的な点検</p> <p>(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修</p> <p>イ アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。</p> <p>ウ 介護機器を複数種類活用していること。</p> <p>エ アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。</p> <p>オ 事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 生産性向上推進体制加算（II）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ア (1)アに適合していること。</p> <p>イ 介護機器を活用していること。</p> <p>ウ 事業年度ごとにイ及び(1)アの取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。</p> <p>※ 生産性向上推進体制加算の内容については、通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を参照してください。</p>	平27厚告95-58の8(37の3準用)	
			留意事項 第2-6-(25) (第2-5-(19)準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
79 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、以下の他の加算は算定できません。</p> <p style="margin-left: 2em;">サービス提供体制強化加算(Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p>※ 厚生労働大臣が定める基準</p> <p style="margin-left: 2em;">サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</p> <p class="list-item-l1">① 次のいずれかに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ・認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤務年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること </p> <p class="list-item-l1">② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p> <p style="margin-left: 2em;">サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</p> <p class="list-item-l1">① 認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。</p> <p class="list-item-l1">② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p> <p style="margin-left: 2em;">サービス提供体制強化加算(Ⅲ)</p> <p class="list-item-l1">① 以下のいずれかに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ・事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 ・認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 </p> <p class="list-item-l1">② 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p> <p>※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用います。</p> <p>※ 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業所については、4月目以降届出が可能となります。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>	平18厚告126 別表5 ソ注 平27厚告95 59 留意事項 第2-6-(26)(第2-2-20準用) 留意事項 第2-6-(26)(第2-2-20準用)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
79 サービス提供体制強化加算	<p>※ 介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者としてください。この場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。</p> <p>なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに算定体制がない旨の届出を提出しなければなりません。</p> <p>※ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものです。</p> <p>※ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。</p> <p>同一の事業所において介護予防認知症対応型共同生活介護)を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。</p>		
80 介護職員等処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できません。</p> <p>-----</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>-----</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>-----</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>-----</p> <p>介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 基本サービス費に各種加減算を加えた総単位数に所定の割合を乗じた単位数</p> <p>[厚生労働大臣が定める基準] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ア 当該事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>イ 当該事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p>	<p>いる・いない 該当なし</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>平18厚告126 別表5 ツ注</p> <p>平27厚告95 48</p>

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
80 介護職員等 待遇改善加 算	<p>② 当該事業所において①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の待遇改善の計画等を記載した介護職員等待遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。</p> <p>③ 当該加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。</p> <p>④ 当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の待遇改善に関する実績を市長に報告すること。</p> <p>⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む)を定めていること。 イ アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ウ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ ウについて、全ての介護職員に周知に周知していること。 オ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑧ ②の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の待遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の待遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>⑨ ⑧の待遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>⑩ 認知症対応型共同生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（I）又は（II）のいずれかを届け出していること。</p> <p>介護職員等待遇改善加算(II) (I) の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>介護職員等待遇改善加算(III) (I) ①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>介護職員等待遇改善加算(IV) (I) ①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>※ 介護職員等待遇改善加算の内容については、「介護職員等待遇改善可算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。</p>		留意事項 2-2-(21)

自主点検項目	自 主 点 檢 の ポ イ ン ト	点 檢	根拠法令
第8 その他			
81 介護サービス情報の公表	<p>県が委託する業者へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。</p> <p>※ 原則として、前年度に介護サービスの対価として支払を受けた金額が100万円を超えるサービスが対象となります。</p>	いる・いない	法第115条の35 第1項 施行規則 第140条の44
82 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。</p> <p>(届出先)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 … 厚生労働大臣 ② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者 … 主たる事務所の所在地の都道府県知事 ③ すべての指定事業所が1の都道府県に所在する事業者 … 都道府県知事 ④ すべての指定事業所が1の指定都市の区域に所在する事業者 … 指定都市の長 ⑤ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が春日部市に所在する事業者 … 春日部市長 <p>※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつ的地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p> <p>※ 事業者が整備等する業務管理体制の内容</p> <p>◎事業所の数が20未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 <p>◎事業所の数が20以上100未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 <p>◎事業所の数が100以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 	いる・いない	法第115条の32 第1項、第2項 施行規則 第140条の39

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令
82 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>(届出先)</p> <p>ア 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者・・・厚生労働大臣</p> <p>イ 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局に所在する事業者 ・・・主たる事業所の所在地の都道府県知事</p> <p>ウ 地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所が春日部市に所在する事業者・・・春日部市長</p> <p>エ ア～ウ以外の事業者・・・埼玉県知事</p> <p>※ 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、「地方厚生局の管轄区域」を参照し、事業所等がいくつ的地方厚生局管轄区域に所在しているか確認してください。</p>		施行規則 第140条の40
	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え方(方針)を定め、職員に周知していますか。	いる・いない	
	③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	いる・いない	
	<p>※ 行っている具体的な取組(例)のアからカを○で囲むとともに、カについては、その内容を御記入ください。</p> <p>ア 介護報酬の請求等のチェックを実施</p> <p>イ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている</p> <p>ウ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている</p> <p>エ 業務管理体制(法令等遵守)についての研修を実施している</p> <p>オ 法令遵守規程を整備している</p> <p>カ その他()</p>		
	④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	いる・いない	